

○「部活動等の在り方に関する方針(改定版)」
○「部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶
に向けた取組」
について

3つの柱

表紙

- 1 適切な部活動の在り方の推進
(適切な活動時間・休養日)
- 2 休日の地域部活動移行に向けた体制整備
(生徒の活動機会の創出、教職員の負担軽減)
- 3 暴力・暴言・ハラスメントの根絶
(再発防止、人権意識の高揚)



URL : <https://www.pref.okinawa.jp/edu/hoken/kennritugakkoubukatudou.html>

県教育庁保健体育課・文化財課

部活動等の在り方に関する方針(改定版) (「本改定版」)

1 方針策定の趣旨等

P1

(1) 「本改定版」策定の趣旨

- 「本改定版」は、令和3年1月末に起こった痛ましい本件事案を契機に、「令和2年度県立学校部活動実態調査(令和3年4月)」結果で明確になった多くの課題を解決し、本件事案のようなことを絶対に二度と繰り返さず、**子どもの人権が尊重され**健全で充実した適切な部活動を実現するため、策定する。
- 再発防止や部活動における**暴力・暴言・ハラスメントの根絶**に向けた**実効性のある取組**については、別途「本取組」に示す。

(2)「本改定版」・「本取組」の対象範囲

ア 「本改定版」・「本取組」は、**高等学校の運動・文化部活動に適用する。**

イ **中学校の運動・文化部活動**についても「本改定版」・「本取組」の対象範囲とする。

ウ **小学校段階の運動・文化活動**についても「本改定版」・「本取組」を参考に適切な活動に留意。

～はじめに～

私立学校においても、「本改定版」・「本取組」を踏まえた適切な運用をお願いする。

2 望ましい部活動の在り方

P2

(1) 位置付けと意義

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動

P2～P3

(2) 望ましい部活動の在り方

ア 部活動の指導では、**子ども的人格や人権を尊重**し、子どもの意思や成長を最優先に考えなければならない。

イ 部活動においては、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「**日本型学校教育**」の意義を踏まえ、生涯にわたって、心身の健康を保持増進することや芸術文化等の活動に親しみ、豊かな生活を営むための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう、指導しなければならない。

ウ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一貫として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組まなければならない。

2 望ましい部活動の在り方

P3

部活動の指導においては、継続的にスポーツを行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではないが、**勝利至上主義**(大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いる等)**に陥らない指導を強く求めるものである。**

3 適切な指導・運営及び管理のための体制の構築

(1) 部活動の方針の策定等

ア 市町村教育委員会は、「設置する学校に係る部活動の方針」を再検討し、策定する。

イ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を再検討し、策定する。

ウ 指導者は、「年間計画」「毎月の計画」「活動実績」を校長に提出する。

エ 校長は「活動方針」等を学校HPに掲載し公表する。

オ 県教育委員会は、必要に応じて市町村教育委員会の支援を行う。

3 適切な指導・運営及び管理のための体制の構築

(2) 指導・運営及び管理のための体制の構築

ア 校長は、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、適宜、指導者に対し指導・是正を行う。

ウ 校長は、学校の実態に応じて「複数顧問制」に取り組む。

エ 教育委員会は、部活動指導員の配置拡充に取り組む。

オ 指導者は、学校、教育委員会、競技団体等のいずれかの研修を受講しなければならない。 P6

カ 学校は、校内委員会「部活動顧問会又は地域部活動連絡会(仮称)」を設置する。 P6

4 適切な指導の実施

(1) 指導における留意点

ア 校長及び指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止、**暴力・暴言・ハラスメントの根絶についての取組を徹底する。**

イ **学校の設置者(教育委員会等)は、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。**

(2) 指導者は、各団体等の部活動指導手引(ガイドライン等)を活用し、学校の部活動方針に基づく指導を行う。

5 適切な休養日等の設定

P7～P9

(1) 休養日及び活動時間の基準

P8

【高等学校(県立中学校含む)】

○ 学期中は、週当たり2日以上(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上)を休養日とする。なお、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

1日の活動時間は、平日では長くとも2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

○ 長期休業中も、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

【中学校】

○ 市町村教育委員会の所管する中学校においても、上記を参考に、適切な運用をお願いするものである。

【小学生が加入して行われるスポーツ少年団等や芸術文化等の活動】

○ 下記を参考に適切な活動に取り組むことをお願いするものである。

○ 学期中は、週当たり3日以上(平日に2日と週末のいずれか1日以上)の休養日(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上)を設ける。なお、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

1日の活動時間は、平日では長くとも2時間以内、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間以内とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、学校休業日における大会への参加等により活動時間が長くなる場合は、児童の体調や健康状態に十分留意する。

- ア 全国高等学校体育連盟等が、主催大会の参加資格や運営の在り方等を見直した際は、沖縄県高等学校体育連盟等も速やかに見直す。
- 沖縄県高等学校体育連盟等及び県教育委員会は、学校が参加する大会数の上限の目安等を、学校教育団体の**主催又は共催する大会等**とする。
 - それ以外の各競技団体や芸術文化関係団体等が行う大会等や地域の行事・催し等への参加については、校長は、各部活動が参加する大会等を精査する。
 - **市町村教育委員会においては、県中体連・中文連等と連携し、上記を参考に市町村立中学校の部活動が参加する大会数の上限の目安等を策定する。**

7 地域との連携等

P11

ア 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、体育館や公民館等の社会教育施設、劇場等の文化施設の有効活用や、地域のスポーツ団体及び社会教育関係団体・芸術文化関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境並びに芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

ウ 市町村教育委員会及び市町村立小・中学校においては、学校開放事業を推進する。

8 休日の部活動の段階的な地域移行に向けて

- 県教育委員会は、スポーツ庁・文化庁等が示す「休日の部活動の段階的な地域移行等」を踏まえ、県の所管課や地域の総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、競技団体、地域スポーツクラブ、芸術文化関係団体等とも連携し、**持続可能な運営体制を整備していく。**
- 県教育委員会は、学校が希望する部活動指導員配置の拡充に努めるとともに、スポーツ庁・文化庁等が示す「段階的な地域部活動の移行」等を踏まえ、生徒の活動機会の創出と教職員の負担軽減を図るため、持続可能な部活動運営体制の構築に向けて、地域の実情に応じて、**長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒のスポーツや文化、科学等の活動の機会の確保・充実のための方策を検討し具現化していく。**

部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの
根絶に向けた取組(「本取組」)

「令和2年度沖縄県立学校部活動実態調査」

P14

「1 人権について」 P15～P16

「2 体罰(暴力・暴言)・ハラスメントについて」

P16～P19

※県教委「人権ガイドブック」(H19.3月)を参考に一部修正し掲載

3 部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けて

(策定の趣旨)

○ 「本改定版」・「本取組」は、「はじめに」にも示したとおり、令和3年1月末に起こった、「本件事案」を二度と繰り返してはいけないこと、また、「実態調査」の結果で明確になった多くの課題を解決するため、策定した。

(1)体制の構築

P20

ア 学校における相談体制の周知

イ 「部活動顧問会又は地域部活動連絡会(仮称)」の設置

ウ 保護者会の設置の検討→学校の適切な関与

※ PTA団体による取組(例)

・「部活動見守り隊」(仮称)を設置

(2)学校における具体的な取組

P21

ア 報告書の提出

○ 他の指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに当たる行為を確認した指導者等は、生徒等の安全を確保し、速やかに管理職に報告・相談すること。

イ チェックシートの活用

ウ 異動時の指導者情報の適切な引き継ぎ

(3) 研修の充実

- 指導者は、少なくとも「年1回」は、各種研修会を受講することとし、県教育委員会は調査にて把握する。

ア 学校が実施すること

- 校内研修の充実(専門外の教職員)
- 校外研修への参加(専門の指導者)

イ 県教育委員会の研修(保体課、県立学校教育課)

ウ 各団体等の研修の促進

(4) 県教育委員会の役割

ア 各学校の部活動方針のフォローアップ

イ 生徒・保護者等からの相談への対応

「話し合いによる解決を促す」

「必要に応じて、スクールロイヤーの助言を受ける」

(5) 学校以外の相談窓口 → 周知

- ・子どもの人権 110 番 0120-007-110
- ・子ども若者みらい相談プラザ(sorae) 098-943-5335
- ・親子電話相談 098-869-8753
- ・24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310
- ・子どもの悩み事110番(沖縄弁護士会) 098-866-6725

県教育庁保健体育課 (運動部活動)	aa316008@pref.okinawa.lg.jp	098-866-2726
県教育庁文化財課 (文化部活動)	aa318005@pref.okinawa.lg.jp	098-866-2731
沖縄県高等学校体育連盟 (高校運動部)	kotairen@cello.ocn.ne.jp	098-851-8421
沖縄県中学校体育連盟 (中学校運動部)	o-chutai@alto.ocn.ne.jp	098-996-1962
沖縄県高等学校文化連盟 (高校文化部)	okikoubunren@as.open.ed.jp	098-943-9613
沖縄県中学校文化連盟 (中学校文化部)	chubun@chorus.ocn.ne.jp	098-988-3123
沖縄県高等学校野球連盟 (高校野球部)	5589ohbf@kouyaren-okinawa.jp	098-890-3158

(6) 指導者と部員等との連絡体制の在り方と留意点

- 原則として、指導者から部員への連絡事項は、学校教育活動時間内（部活動時間内）に、直接、口頭又はプリント等を用いて行い、必要に応じて保護者等へも周知すること。また、可能な限り、学校電話を使用すること。
- ただし、部活動時間の変更や練習試合、大会等の中止・延期等の「緊急連絡」等の場合には、指導者と部員との連絡（**SNS等の活用**）が、顧問から主将といった**「1対1」**とならないよう、複数名でのグループ（主将、副主将、マネージャー等）での連絡体制を構築することや、保護者会役員を含める等の工夫を図ること。

終わりに

- 指導者へ
 - ・ 「子どもは大人のものではないこと」
 - ・ 「部活動は指導者のものではなく、子どもたちが自主的、自発的に
行うもの」
 - ・ 更なる信頼関係の構築に向けて取り組んでいきましょう。
- 保護者のみなさんへ
 - ・ 今後も、学校や部活動のサポートをお願いします。
 - ・ 指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに対しては、信頼できる人に
相談するなど、子どもたちを守る行動をとってください。
- 部員のみなさんへ
 - ・ 部活動が部員同士の自主的、自発的な参加により行われるもの
 - ・ 指導者や保護者等が自分たちを支える存在であること

痛ましい事案の再発防止と暴力・暴言・ハラスメントの根絶
に取り組むとともに、今後とも、子どもたちの「夢実現」に取
り組んでまいりましょう。

Q & A

部員のみなさんへ

資料④ 12/10版
部活動【部員のみなさんへ】

あなたのチームや部活動に、暴力・暴言・ハラスメントを受けている人はいませんか？
暴力・暴言・ハラスメントを受け続けると、精神的に追い詰められ、心身や運動障害、うつ病などを発症し、時に最悪の事態につながることもあります。
みなさんの部活動等において、暴力・暴言・ハラスメントを受けたり、それを受けている仲間から相談があった、あるいはそれらしきことを見かけた場合は、一人で悩まず、信頼できる人に相談しましょう。また、下記の**学校以外の相談窓口**を教えてください。
スポーツ少年団や地域スポーツクラブ、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体及び芸術文化関係団体等に所属するみなさん下記をご活用ください。

子どもの人権110番
0120-007-110
(全国共通・通話料無料)
受付時間：平日 8:30～午後 5:15
続発「インターネット人権相談」
http://www.moj.go.jp/content/001222273.gif
郵政地方事務局・沖縄県人権擁護委員連合会

子ども若者みらい相談プラザ「sora」
098-943-5335 (沖縄県総合福祉センター内)
月～土 10:00～18:00 休：水・日・祝日・年末年始
親子電話相談 098-869-8753
(県教育庁生涯学習課内) 休：日・祝日・年末年始
月～土 9:00～22:00 (時間外は留守電・FAX対応)
休：日・祝日・年末年始

子どもの悩み事110番
098-866-6725 (沖縄弁護士会)
毎週月曜日(祝祭日を除く) 16:00～19:00
通常の**学校部活動**における「相談」は、下記において、随時、対応しています。
ご利用ください。(電話対応は土日祝日を除く平日9:00～17:00)
県教育庁生涯学習課(運動部活動) aa316008@pref.okinawa.lg.jp 098-866-2726
県教育庁文化財課(文化部活動) aa318005@pref.okinawa.lg.jp 098-866-2731
県高等学校体育連盟(高校運動部) kotairen@cello.ocn.ne.jp 098-851-8421
県中学校体育連盟(中学校運動部) o-chutai@alto.ocn.ne.jp 098-996-1962
県高等学校文化連盟(高校文化部) okikoubunren@as.open.ed.jp 098-943-9613
県中学校文化連盟(中学校文化部) o-chubun@chorus.ocn.ne.jp 098-988-3123
県高等学校体育連盟(高校体育部) 5589ohbf@koyaren-okinawa.jp 098-890-3158
○ **学校部活動**については、市町村教育委員会、各教育事務所にも相談できます。
○ **スポーツ少年団等のみなさん**は、市町村教育委員会にも相談できます。

みなさんへ、部活動が部員同士の自主的、自発的な参加により行われるものであることを再確認し、自覚と責任をもって活動する必要があります。また、部活動を支える指導者や保護者等が自分たちを責める存在であることも再確認した上で、部活動に取り組みましょう。

今後の学校部活動において、指導者と部員との信頼関係がますます重要で、適切な学校部活動となるよう、教育委員会、関係団体・団体、学校、指導者、保護者や地域が一体となって、暴力・暴言・ハラスメントの根絶と、部員のみなさんの「夢実現」に取り組むます。

令和3年12月 沖縄県教育委員会

保護者のみなさんへ

資料⑤ 12/10版
部活動【保護者のみなさんへ】

あなたの部活動やチームに、暴力・暴言・ハラスメントを受けている人はいませんか？
暴力・暴言・ハラスメントを受け続けると、精神的に追い詰められ、心身や運動障害、うつ病などを発症し、時に最悪の事態につながることもあります。みなさんの部活動等において、暴力・暴言・ハラスメントを受けたり、それを受けている仲間から相談があった、あるいはそれらしきことを見かけた場合は、一人で悩まず、信頼できる人に相談しましょう。また、下記の**学校以外の相談窓口**を教えてください。
スポーツ少年団や地域スポーツクラブ、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体及び芸術文化関係団体等に所属するみなさん下記をご活用ください。

子どもの人権110番
0120-007-110
(全国共通・通話料無料)
受付時間：平日 8:30～午後 5:15
続発「インターネット人権相談」
http://www.moj.go.jp/content/001222273.gif
郵政地方事務局・沖縄県人権擁護委員連合会

子ども若者みらい相談プラザ「sora」
098-943-5335 (沖縄県総合福祉センター内)
月～土 10:00～18:00 休：水・日・祝日・年末年始
親子電話相談 098-869-8753
(県教育庁生涯学習課内) 休：日・祝日・年末年始
月～土 9:00～22:00 (時間外は留守電・FAX対応)
休：日・祝日・年末年始

子どもの悩み事110番
098-866-6725 (沖縄弁護士会)
毎週月曜日(祝祭日を除く) 16:00～19:00
通常の**学校部活動**における「相談」は、下記において、随時、対応しています。
ご利用ください。(電話対応は土日祝日を除く平日9:00～17:00)
県教育庁生涯学習課(運動部活動) aa316008@pref.okinawa.lg.jp 098-866-2726
県教育庁文化財課(文化部活動) aa318005@pref.okinawa.lg.jp 098-866-2731
県高等学校体育連盟(高校運動部) kotairen@cello.ocn.ne.jp 098-851-8421
県中学校体育連盟(中学校運動部) o-chutai@alto.ocn.ne.jp 098-996-1962
県高等学校文化連盟(高校文化部) okikoubunren@as.open.ed.jp 098-943-9613
県中学校文化連盟(中学校文化部) o-chubun@chorus.ocn.ne.jp 098-988-3123
県高等学校体育連盟(高校体育部) 5589ohbf@koyaren-okinawa.jp 098-890-3158
○ **学校部活動**については、市町村教育委員会、各教育事務所にも相談できます。
○ **スポーツ少年団等のみなさん**は、市町村教育委員会にも相談できます。

保護者のみなさんへ
○ 「子どもは大人のものではない」と「部活動は指導者のものではない、子どもが主体的、自発的に行うもの」とであることを再確認し、自覚と責任を持って活動する必要があります。また、部活動を支える指導者や保護者等が自分たちを責める存在であることも再確認した上で、部活動に取り組みましょう。

今後の学校部活動において、指導者と部員との信頼関係がますます重要で、適切な学校部活動となるよう、教育委員会、関係団体・団体、学校、指導者、保護者や地域が一体となって、暴力・暴言・ハラスメントの根絶と、部員のみなさんの「夢実現」に取り組むます。

令和3年12月 沖縄県教育委員会

概要版

資料⑥ 令和3年12月 沖縄県教育委員会
3つの柱
1 適切な部活動の在り方の推進 (適切な活動時間、休業日の設定等) (教職員の負担軽減)
2 休日の地域部活動移行に向けた体制整備 (生徒の活動機会の創出) (教職員の負担軽減)
3 暴力・暴言・ハラスメントの根絶 (再発防止) (人権意識の高揚) 12/10版

部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組【概要】

1 「基本認識」・「取組」策定の進捗	4 適切な環境の確保
(1) 「基本認識」・「取組」策定の進捗 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 (2) 「基本認識」・「取組」策定の進捗 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。	(1) 適切な環境の確保 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 (2) 「基本認識」・「取組」策定の進捗 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。
2 適切な在り方の推進	5 地域との連携
(1) 適切な在り方の推進 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 (2) 「基本認識」・「取組」策定の進捗 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。	(1) 地域との連携 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 (2) 「基本認識」・「取組」策定の進捗 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。
3 暴力・暴言・ハラスメントの根絶 (再発防止) (人権意識の高揚)	6 生徒の活動機会の創出
(1) 暴力・暴言・ハラスメントの根絶 (再発防止) (人権意識の高揚) ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 (2) 「基本認識」・「取組」策定の進捗 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。	(1) 生徒の活動機会の創出 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 (2) 「基本認識」・「取組」策定の進捗 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。

部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組【概要】

1 部活動の概要	4 学校以外の相談窓口
(1) 部活動の概要 ○ 部活動は、部員同士の自主的、自発的な参加により行われるものであることを再確認し、自覚と責任をもって活動する必要があります。また、部活動を支える指導者や保護者等が自分たちを責める存在であることも再確認した上で、部活動に取り組みましょう。	(1) 学校以外の相談窓口 ○ 子どもの人権110番、親子電話相談、悩み事110番、子ども若者みらい相談プラザ「sora」。
2 適切な在り方の推進	5 地域との連携
(1) 適切な在り方の推進 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 (2) 「基本認識」・「取組」策定の進捗 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。	(1) 地域との連携 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 (2) 「基本認識」・「取組」策定の進捗 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。
3 暴力・暴言・ハラスメントの根絶 (再発防止) (人権意識の高揚)	6 生徒の活動機会の創出
(1) 暴力・暴言・ハラスメントの根絶 (再発防止) (人権意識の高揚) ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 (2) 「基本認識」・「取組」策定の進捗 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。	(1) 生徒の活動機会の創出 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 (2) 「基本認識」・「取組」策定の進捗 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。 ○ 令和3年12月に閣内閣外関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。また、関係機関等と連携し、「基本認識」・「取組」策定を進めようとする。

今後の取組

- R4.1月以降、県立学校、市町村教委方針策定のフォローアップ
- R4.4月以降、各学校・市町村教委方針の策定状況調査

1. 「令和3年度県立学校部活動実態調査」

12月調査開始→1月中旬×切→2月末・集計公表

2. 「県立学校部活動スローガン」策定

12月文書発出→1月末県教委へ報告/学校HP公表

3. 「県教委部活動ビジョン」策定

3月末迄に検討・策定(予定)